



報告第2号

専決処分の報告の件

交通事故に係る損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙「専決処分書」のとおり次の内容の和解を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年3月19日提出

箕面市長 倉田哲郎

- 1 事故発生日時 平成24年1月4日 午前10時26分頃
- 2 事故発生場所 箕面市白島二丁目271番地先路上
- 3 相手方 

- 4 事故の状況 本市の公用車（市民部環境クリーンセンター環境整備課職員運転）が、上記日時・場所において、対向車に道を譲るため後退したところ、後方にいた相手方の運転する原動機付自転車と接触し、同原動機付自転車を破損させ、相手方に左足部打撲の損傷を与えたものである。
- 5 和解の内容 1 本件事故による相手方の人身に係る損害額は、相手方が市の自動車損害賠

償責任保険から既に受領した43,322円及び同保険から相手方に支払われる28,500円の合計71,822円とする。

2 本件事故による相手方の物損に係る損害額は、144,000円とし、市は、相手方にその全額を支払う。

6 和解年月日 平成24年3月8日

別紙の和解契約書は、報告第2号専決処分の報告の件の和解内容と同様であるため省略する。

第四十六号議案

箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年三月十九日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号を次のように改める。

二 消化器内科

第三条第二項中第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十六号の前に次の一号を加える。

十五 耳鼻咽喉科

第三条第二項第十三号を削り、同項中第十二号を第十四号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の前に次の一号を加える。

七 消化器外科

第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 精神科

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(提案理由)

診療報酬の改定に伴い、新たに保険診療の対象となる手術に対応できる
よう診療科目を設けるため、本条例を改正するものである。